

事務連絡
令和4年9月13日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

薬局等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について

平素より、薬事行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取
扱及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について」（令和4年8
月2日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍
における物価高騰の影響を受けている薬局等において、光熱水費の高騰が生じている場
合等においても、地方公共団体の判断により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）を積極的に活用し、利用者や事業者の負担
の軽減に向けた取組を進めていくようお願いしてきたところです。

今般、令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、足元の物
価高騰に対する追加策等が取りまとめられ、臨時交付金の増額・強化として、臨時交付
金の中に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されるとともに、
その推奨事業メニューの一つとして、「医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価
高騰対策支援」が掲げられています。また、これを受けて、「新型コロナウイルス感染症
対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」
の創設について」（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添）が発
出されています。

既に多くの地方公共団体において積極的な取組が行われているところですが、貴部局
におかれては、これを踏まえ、薬局等の負担軽減に向けて、「電力・ガス・食料品等価格
高騰重点支援地方交付金」を積極的に御活用いただくよう御検討をお願いします。

なお、現行の臨時交付金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金QA第8版（令和4年5月13日）1－6において、交付決定前に着手した事業であっても対象となる旨をお示ししております。

本交付金に関する改正版の制度要綱等は、内閣府より近日中に通知されることとなっておりますので、詳細な内容についてはあらためて提供させていただきます。